

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、御殿場市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、御殿場市及び防災機関が行うべき御殿場市の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策の巻」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策の巻」は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、市内の顕著な災害、予想される災害と気象条件
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達系統図、市の対応
第4章 復旧計画	各機関が実施する対策

II 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	主旨、関係機関の業務の大綱、情報伝達系統図、市の対応
第4章 復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第 1 章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
市	消 防 体 制 の 整 備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防救急の広域化の推進 エ 消防職員・消防団員の教育 オ 消防団の活性化 カ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火 災 予 防 対 策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災 害 応 急 対 策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静 岡 地 方 気 象 台	火災気象通報の発表	

第 2 節 市内の顕著な災害

昭和 40 年以降の市内の主要な大火を列記する。

〔損害等は、焼失面積及び損害額(単位：千円)〕

発 生 年 月 日	損害等	場 所	記 事
昭 和 50 年 12 月 4 日	1,440㎡ 125,000	御殿場市大坂	スチール家具製造業
昭 和 50 年 12 月 14 日	320㎡ 30,000	御殿場市大坂	シール製造業
昭 和 53 年 3 月 25 日	777㎡ 45,000	御殿場市新橋	新天地「OK横丁」から出火15店舗、1旅館焼失
昭 和 54 年 12 月 15 日	1,385㎡ 29,820	御殿場市中畑	台風20号により、キャンプ富士のガソリン貯蔵袋が破損、兵舎に流入、ストーブに引火、死傷者50名、焼損棟数18棟
昭 和 59 年 9 月 28 日	362㎡ 55,120	御殿場市茱萸沢	ガスライター製造工場 焼損棟数3、ライター164万個焼失
昭 和 60 年 5 月 5 日	427㎡ 90,310	御殿場市茱萸沢	ガスライター製造工場 焼損棟数1、ライター216万個焼失
平 成 3 年 6 月 22 日	199㎡ 21,320	御殿場市川島田	不発弾爆発事故 死者2、負傷者(付近の主婦3名)
平 成 11 年 11 月 15 日	1,950㎡ 641,300	御殿場市萩原	建設中の共同住宅より出火 車両16台焼失
平 成 20 年 年 6 月 11 日	325㎡ 67,650	御殿場市新橋	商店街から出火 全焼1、部分焼3

第3節 予想される災害と気象条件

- 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
 - ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
 - ・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
- 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。また、本市の特性として陸上自衛隊東富士演習場を有していることから、演習場からの野火の発生による林野火災についても考慮しておく必要がある。
- 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。
- 富士山麓地方の気象条件
 - ・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっている。
 - ・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱いが、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。

第 2 章 火災予防計画

市においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 消防体制の整備

区 分	内 容
消 防 組 織 の 確 立	市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消 防 施 設 の 整 備	市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消 防 力 の 現 況	市における消防力の現況は資料の巻（１－７）＜消防力の状況＞のとおりである。
消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 教 育	・消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消 防 団 の 活 性 化	・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 ・市及び県は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	市及び県は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第 2 節 火災の予防対策

区 分	内 容
建物不燃化の指導	市及び県は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	市及び県は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	市及び県は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	市及び県は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	市、消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、（公社）静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、（公社）静岡県林業会議所、（一社）静岡県猟友会、（公社）静岡県観光協会、（一社）静岡県建設業協会、（一社）静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署（静岡・伊豆・天竜）、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社（交通機関）、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊富士学校、（公財）静岡県舞台芸術センター
林道（防火道）等の整備	林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容												
火災気象通報の基準	<table border="1"> <tr> <th>対象地域</th><th>実 施 基 準</th></tr> <tr> <td>全 域</td><td>すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき</td></tr> <tr> <td>西 部</td><td>①実効湿度50%以下、最小湿度30%以下が予想されるとき</td></tr> <tr> <td>中 部</td><td>②実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で、かつ最大風速が7 m/s以上と予想されるとき</td></tr> <tr> <td>東 部</td><td>③最大風速12m/s以上が1時間以上続くと予想されるとき。</td></tr> <tr> <td>伊 豆</td><td>ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。（通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。）</td></tr> </table>	対象地域	実 施 基 準	全 域	すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき	西 部	①実効湿度50%以下、最小湿度30%以下が予想されるとき	中 部	②実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で、かつ最大風速が7 m/s以上と予想されるとき	東 部	③最大風速12m/s以上が1時間以上続くと予想されるとき。	伊 豆	ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。（通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。）
対象地域	実 施 基 準												
全 域	すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき												
西 部	①実効湿度50%以下、最小湿度30%以下が予想されるとき												
中 部	②実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で、かつ最大風速が7 m/s以上と予想されるとき												
東 部	③最大風速12m/s以上が1時間以上続くと予想されるとき。												
伊 豆	ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。（通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。）												
市長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。												
火災警報の発表	市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。												

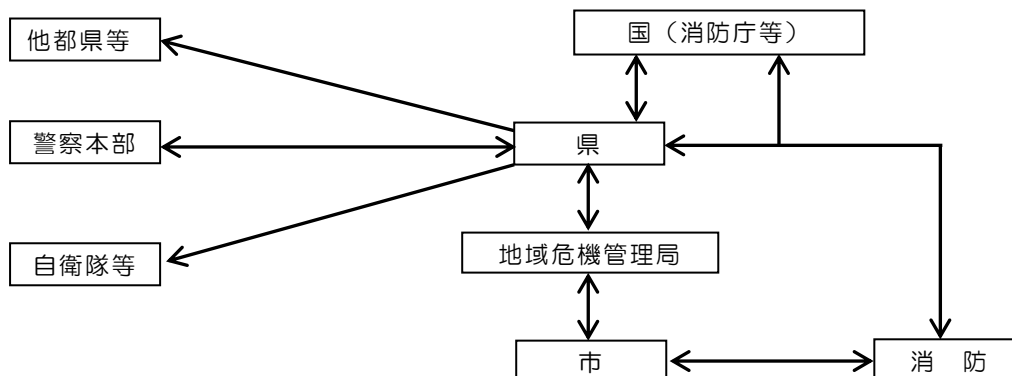
第 3 章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 1 節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
市 消 防 活 動 体 制	市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広 域 協 力 活 動 体 制	・市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 ・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 - ア その災害が他の市等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 - イ 市の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合 - ウ その災害を防除するため、他の市等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大 規 模 林 野 火 災 対 策	・市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
消 防 庁 へ の 応 援 要 請	県内の消防力だけでは対応できない場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援要請をするものとする。

第 2 節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

- 大規模火災が発生した場合は、危機管理課及び関係部局において、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 県への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 県への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置
本部員会議の 開催	ア 市長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副市長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第 4 章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第 1 節 各機関が実施する対策

実施主体	内 容
市	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関 係 機 関	市、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第 1 章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
警 察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消 防	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 予想される災害

- 高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。

市内危険物施設

区 分		計	区 分		計
製 造 所		6	給 油取扱所		72
貯 蔵 所	屋 内貯蔵所	83	取 扱 所	第1種販売 //	2
	屋外タンク //	118		第2種販売 //	
	屋内タンク //	7		移 送 //	
	地下タンク //	108		一 般 //	97
	簡易タンク //	1		小 計	171
	移動タンク //	24	合 計		524
	屋 外 //	6			
	小 計	347			

高圧ガス製造事業所（第1種）

区 分	冷 凍 アモニア	液化石油 ガスLPG	一 般 高 圧 ガ ス				
			酸素	水素	アセチレン	塩素	その他
事業所数		12	4	3			天然ガス1

※不活性ガス・圧縮空気を除く。

※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容								
高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結								
高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	<table border="1"> <tr> <td>緊急応援体制の整備</td><td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td></tr> <tr> <td>防災資機材の整備</td><td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td></tr> <tr> <td>防災訓練</td><td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。</td></tr> <tr> <td>ＬＰガスの自主保安の推進</td><td> 製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起 </td></tr> </table>	緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。	防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。	ＬＰガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起
緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。								
防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。								
防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。								
ＬＰガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起								
ＬＰガスの保安推進	ＬＰガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と（一社）静岡県ＬＰガス協会、関係事業者が、ＬＰガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。 ア 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施 イ 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備 ウ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収 エ 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進								
都市ガスの保安推進	<table border="1"> <tr> <td>自主保安体制の構築</td><td>都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。</td></tr> <tr> <td>マイコンメータ等の整備</td><td>都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。</td></tr> <tr> <td>広報、巡視点検</td><td> ・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 </td></tr> </table>	自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。	マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。	広報、巡視点検	・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。		
自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。								
マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。								
広報、巡視点検	・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。								

高圧ガス運搬車両の保安指導	高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。
防災訓練	県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。
ライフライン防災連絡会による連携強化	県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。

第2節 危険物災害予防計画

消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。
危険物安全週間	・毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る
危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 ア 事故対応マニュアルの策定 イ 危険物運搬車両の監視指導 ウ 事故対応合同訓練
防災訓練	県は警察、消防、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	・県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 ・県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。 ・県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	・関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講習会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第 3 章 災害応急対策計画

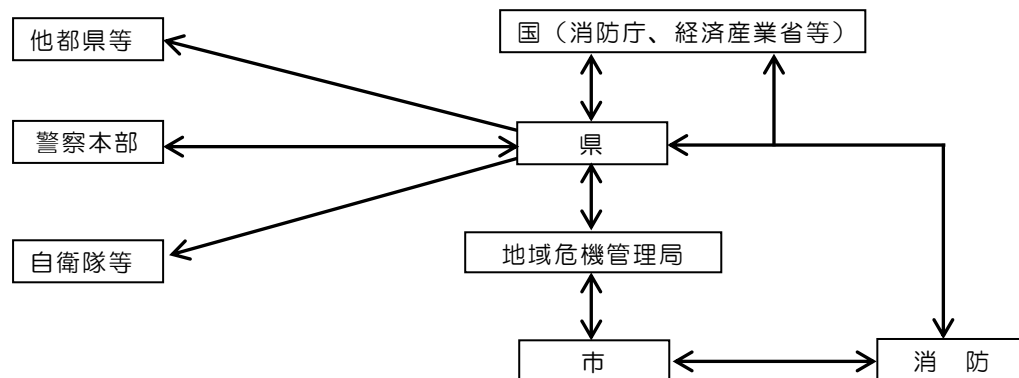
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
市・消防	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 市の対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
警 察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第 2 節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

- 大規模爆発が発生した場合は、危機管理課及び関係部局において、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・県への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・県への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置
本部員会議の 開催	ア 市長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副市長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	- 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 - 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 - 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	- 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 - 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	- 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 - ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 - 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 - 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 - 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 - 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	- 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 - 市は市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。